

# 八尾市食環境整備推進事業実施要領

## 1 目的

八尾市では「野菜を毎食食べている市民の割合」および「塩分を多く含む食品を控えるようにしている市民の割合」が低い傾向にあり、これらが糖尿病をはじめとする生活習慣病発症の一因となっていると考えられることから、八尾市健康まちづくり計画に基づき市民が健康的な食生活を送ることができるよう、環境整備を行う必要がある。

本事業では外食を利用する市民が意識せずとも自然に健康になれるよう、野菜を摂取することによるバランスの良い食事や減塩を意識した健康的な外食メニューを提供する店舗を「健活メシ協力店（以下「協力店」という。）」として認証することで、糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防に資する食環境整備を推進する。また、協力店を広く周知することにより、市民及び食に関わる事業者の健康づくりへの関心を高め、自らの食生活の改善を実践する市民の増加をめざす。

## 2 対象

八尾市内に店舗等を有し店内飲食サービスを提供する事業者等（以下「飲食店」という。）、市民

## 3 実施機関

八尾市健康福祉部保健企画課

## 4 事業の内容

健康的な外食メニューを提供している飲食店を協力店として認証登録し、広く市民へ周知する。  
協力店の認証登録を希望する飲食店に対し栄養価計算等の支援を行う。

## 5 実施方法

(1) 飲食店を対象として協力店の認証登録を行う。

### ①登録要件

ア 次の要件をすべて満たすメニューを提供していること。

a 以下の「野菜たっぷり」「塩ひかえめ」いずれか、または両方の基準に該当すること。

「野菜たっぷり」

野菜を1食あたり140g以上（朝食では100g以上）使用していること。

※調理前の重量とする。きのこ類・海藻類を含み、いも類は含めない。

「塩ひかえめ」

食塩相当量が1食あたり3g未満であること。

b 主食・主菜・副菜が揃ったメニュー（栄養バランスのとれたメニュー）であること。

※丼物や麺類のメニューも対象とする。

※1食あたりのエネルギー及びたんぱく質・脂質・炭水化物の量が以下の範囲にあること。

エネルギー：550～900kcal、たんぱく質：13～20%エネルギー

脂質：20～30%エネルギー、炭水化物：50～65%エネルギー

c 通常時から継続的に提供している、または今後継続的に提供する予定であるメニューであること。日替わりメニューの場合は、いずれの日のメニューでもa及びbを満たしていること。

イ 八尾市へメニューの情報（レシピ、写真等）の提供が可能であること。

ウ 八尾市が交付するロゴマーク（ステッカー）を店舗外観に掲示すること。また八尾市が交付するその他の啓発物を店舗に設置、掲示し啓発に努めること。

エ 飲食店が次の全てに該当しないこと。

- a 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は八尾市暴力団排除条例（平成25年7月4日条例第20号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）。  
b その役員（法第9条第21号ロに規定する役員等をいう。）、従業員、社員その他構成員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する法人その他の団体。

- c 社会的な非難を受け、又はそのおそれがあると認められるもの。
  - d その他市長が登録させることが適当でないと認めるもの。
- オ 飲食店の行う事業が次の全てに該当しないこと。
- a 政治的活動若しくは宗教的活動に利用され、又はそのおそれがあると認められる事業。
  - b 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる事業。
  - c その他市長が登録させることが適当でないと認める事業。

## ②登録申請

飲食店は、八尾市電子申請システム（以下「電子申請システム」という。）により市長あて登録申請を行うものとする。

## ③登録の審査及び認証登録

- ア 市長は、登録申請の内容を審査し、登録の可否を決定するものとする。
- イ 市長は、前項の規定による審査の結果、登録の決定をした飲食店については、協力店として登録の上、登録申請に基づく飲食店の情報を市ホームページに掲載し、飲食店に結果を通知するものとする。

## ④登録内容の変更

- ア 飲食店は、登録の内容（店舗名称、所在地、業種、電話番号、ホームページ URL、登録要件）に変更があった場合は、速やかに電子申請システムにより市長あて変更申請を行うものとする。
- イ 市長は、変更申請の内容を確認の上、必要に応じ市ホームページの修正を行うものとする。

## ⑤登録の中止

- ア 飲食店は、登録要件を満たさなくなった場合又は登録の取りやめを希望する場合は、電子申請システムにより市長あて登録中止申請を行うものとする。
- イ 市長は、登録中止申請の内容を確認の上、市ホームページから情報を削除する。

## ⑥登録の取り消し

- ア 市長は、以下のいずれかに当てはまる場合、登録を取り消すと同時に、市ホームページから情報を削除するものとする。
  - a 登録要件を満たさないことが確認されたとき。
  - b 飲食店と連絡が取れなくなったとき。
  - c その他適当でないと判断したとき。

## ⑦登録内容の報告

飲食店は、八尾市からの依頼に基づき、登録内容の実施状況等について定期的に電子申請システムにより報告するものとする。

## (2) 市民及び飲食店等を対象として協力店の周知を行う。

飲食店に対し、野菜摂取及び減塩の重要性と、本制度の周知を行う。

市民に対し、外食の際、野菜を摂取することによるバランスの良い食事や減塩を意識したメニューを提供する店舗を選択できるよう、市ホームページやチラシ等の媒体の他、幅広い年齢層へアプローチできるよう、SNS 等も活用して周知を行う。

また、飲食店での「まちのコイン」スポットの掲示協力により、さらなる周知を図る。

附則 本要領は令和 7 年 12 月 1 日から適用する。